

水産動物の採捕許可に関する審査基準（案）等の改正の概要

令和2年10月
水産課

1 改正の理由

令和2年12月1日に、「神奈川県海面漁業調整規則」及び「神奈川県内水面漁業調整規則」（これらを以下、「現行規則」と称します。）を廃止し、新たに「神奈川県漁業調整規則」（以下、「規則」と称します。）が施行されます。これに伴い、規則に基づく許可に関する基準等を定めた審査基準を改正します。

2 改正する内容

(1) 神奈川県海面における漁業の許可等に関する審査基準の廃止

知事許可漁業の許可に関する審査基準は、規則に定めるため、本審査基準は廃止します。

(2) 申請に添付する書類に関する規定の削除

別に定める神奈川県漁業調整規則取扱要領に規定するため、該当する条項を削除します。

(3) 条項の整理、削除及び新設

上記に係るもののほか、規則の規定にあわせて必要な改正を行います。

3 改正を行う審査基準

- ・水産動物の採捕許可に関する審査基準
- ・試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関する審査基準
- ・増養殖用のあゆの種苗の供給を目的とした規則第45条第1項の許可に関する審査基準
- ・あゆの禁漁期の試し釣りに関する審査基準
- ・漁場内の岩礁破碎等の許可に関する審査基準
- ・砂れきの採取の許可に関する審査基準
- ・漁具の敷設の許可に関する審査基準
- ・移植の許可に関する審査基準

4 施行までの予定

11月 公布及び周知
12月1日 施行